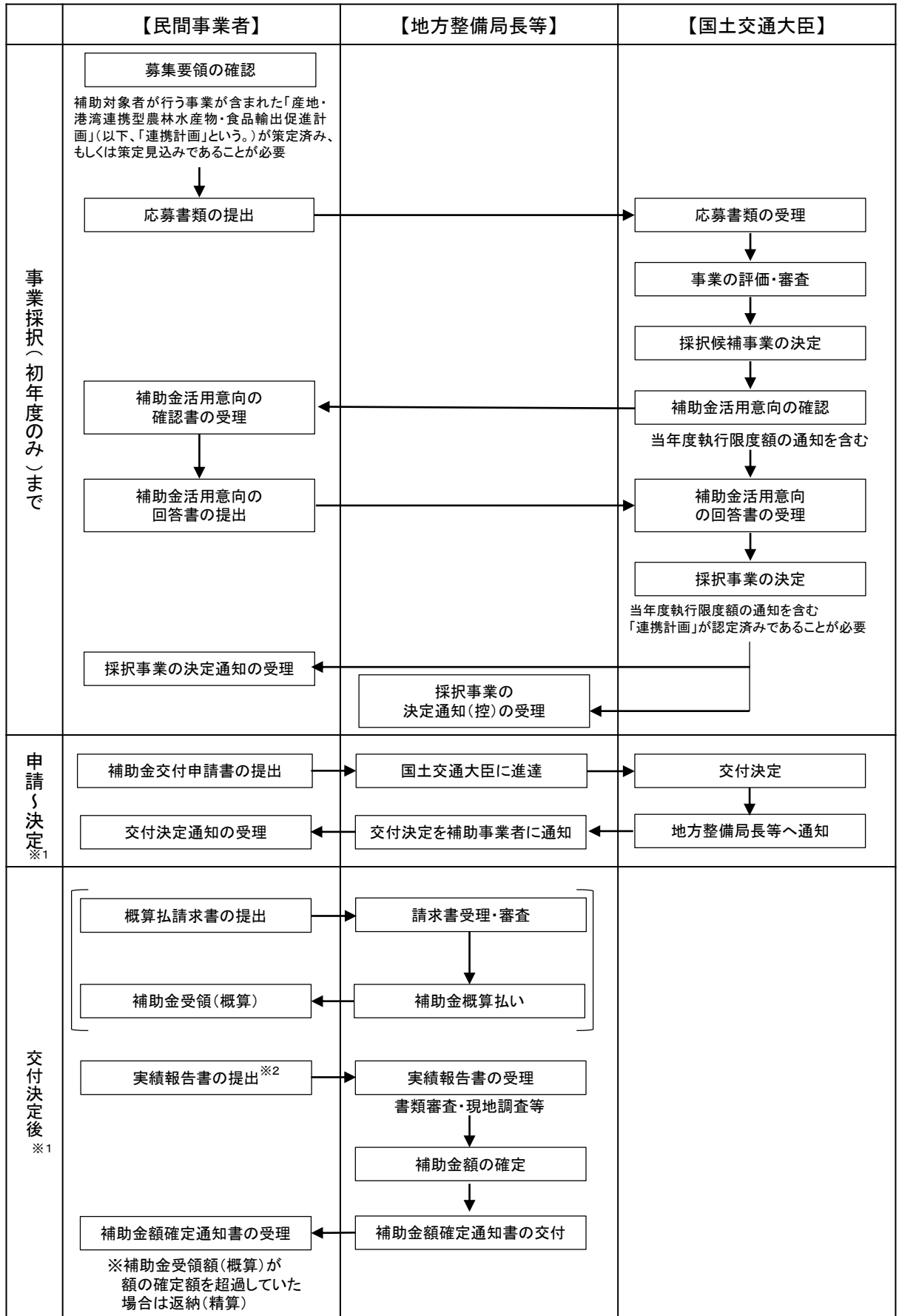


産地・港湾が連携した農林水産物・食品のさらなる輸出促進事業
 (港湾機能高度化施設整備事業(貨物積替円滑化支援施設)) 実施フロー

【別紙3】



※1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、港湾関係補助金等交付規則(昭和36年6月28日運輸省令第36号)及び募集要領に基づく

※2 補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、補助金等の交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の4月30日まで。